|  |  |
| --- | --- |
| 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について（案）第１　「略」第２　運用要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）（１）補助対象経費　　①～②　「略」③　林業用四輪駆動ダンプトラックについては、道路法、道路交通法、その他積載物の運搬に係る法律等を遵守するとともに、次に掲げる基準を満たすものであることとする。 ア 林業用四輪駆動ダンプトラックの規格については、以下の項目を全て満たすものであること。・四輪駆動であり、トランスミッションはＭＴであること。 ・積載量は２ｔ以上４ｔ未満であること。・排気量は4,000cc以上であること。・補助ブレーキとして排気ブレーキを装備していること。・最小回転半径は６m以下であること。・ＬＳＤ（リミテッド・スリップ・デフ）又はＬＳＤと同様にタイヤが空転した際に起こるスタックを回避するための機能を有していること。・１速の総減速比（１速の変速比×最終減速比）が29.5以上であること。・リヤデフまでの高さ（最低地上高）が160ｍｍ以上であること。・荷台は林業用に架装していること。 イ 導入後に資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。・車体に法人名等が印刷されていること。・運行記録、業務日報が整備されていること。・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること。 なお、本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に一時使用　　することについては妨げない。（２）～（４）　「略」　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）（１）補助対象経費　　①～②　　「略」　　　③　林業用四輪駆動ダンプトラックの基準については第２の１の（１）の③に準ずる。（２）～（４）　　「略」　　３　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）　　（１）～（５）　　「略」　（６）実績報告　　　①　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。　　　　　②　しゅん工年月日は、レンタル終了日もしくは搬出材積確定日とする。　（７）　　「略」　４～５　　「削除」　４～５　　「符号の再番」附則　　「略」附則１　この運用は、令和 ４年 ４月 22日から施行する。別紙　　「略」 | 高知県高性能林業機械等整備事業の運用について（案）第１　「略」第２　運用要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）（１）補助対象経費　　①～②　「略」　　「追加」（２）～（４）　「略」　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）（１）補助対象経費　　①～②　　「略」　　　　　　　　「追加」（２）～（４）　　「略」　　３　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）　　（１）～（５）　　「略」　（６）実績報告　　　　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。　　　　　　　　　　「追加」　（７）　　「略」　４～５　　「略」　６～７　　「略」附則　　「略」別紙　　「略」 |